

使 用 前 確 認 証

原規規発第 2312198 号

関西電力株式会社

執行役社長 森 望 殿

2023年10月12日付け関原発第365号をもって申請がありました発電用原子炉施設については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の3の11第3項の規定に基づき確認したので、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第21条の規定に基づき、使用前確認証を交付します。

令和5年12月19日

原子力規制委員会

